

特定非営利活動法人みらい定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みらいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童及びその保護者を対象として、障害児を含む児童の健全育成に関する事業、障害を持つ人とその家族に対する生活支援に関する事業、また、障害の有無に関わらず地域住民の交流の場を提供する事業を行い、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 児童福祉法に規定する障害児入所施設を経営する事業
- ② 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業
- ③ 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑦ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- ⑧ 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
 - ・訪問介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・通所介護
 - ・短期入所生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・特定福祉用具販売
 - ・特定施設入所者生活介護
- ⑨ 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業
 - ・介護予防訪問介護又は第一号訪問事業
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所介護又は第一号通所事業

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防特定福祉用具販売
- ・介護予防特定施設入所者生活介護
- ⑩ 介護保険法に基づく次のサービス事業
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・特定施設入居者生活介護
- ⑪ 介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業
 - ・介護予防認知症対応型通所介護
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑫ 保育所、認定こども園その他の保育施設の運営に関する事業
- ⑬ 前各号に附帯関連する一切の業務

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けること

ができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあら

かじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

い。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐 藤 憲 一

副理事長 北 川 拓 馬

理 事 高 木 奈々美

監 事 赤 川 友 佑

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 20,000 円
正会員会費 年額 10,000 円

(2) 賛助会員入会金 10,000 円
賛助会員会費 年額 5,000 円

7 第53条ただし書きの規定は、法第28条の2第1項の規定の施行の日から施行する。

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

(7年4月1日～8年3月31日)

特定非営利活動法人みらい

I 事業の実施方針

児童及びその保護者を対象として、障害児を含む児童の健全育成に関する事業、障害を持つ人とその家族に対する生活支援に関する事業、また、障害の有無に関わらず地域住民の交流の場を提供する事業の広告及び準備を行い、もって社会の福祉に寄与する。

利用者の満足度の向上を目指し、現状の継続率も95%程度を維持することを目指す。

従来の放課後等デイサービス事業に附帯するサービスとして、新規事業を行う。

6月までに障害児相談支援事業及び認可外保育施設の運営の準備を整え、7月から開始する予定である。

障害児相談支援事業は月額30万円ほどの収入を見込んでおり、保育施設の収入は7月に150万円、その後1か月毎に20万円程度増加していく見込みである。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

1 (事業名) 障害児通所支援・障害児相談支援事業 (定款第5条②、③)

(内 容) 放課後等デイサービス・障害児相談支援事業

(実施場所) 大阪市天王寺区清水谷町10-12

大阪市港区磯路3-20-2

大阪市阿倍野区万代1-4-11

大阪市浪速区大国3-9-17

大阪市福島区吉野5-14-8

(実施日時) 通年 毎日10時から15時まで

(事業の対象者) 社会で必要な経験や地域交流を希望する障害のある就学児童を対象とし、年間延べ利用契約者280人を見込んでいる。

(収 益) 258,139,681

(単位 円)

(障害福祉事業報酬) 256,121,496

(利用者負担) 2,018,185

(費 用) 260,481,090

(人件費) 177,045,368

(その他の経費) 83,435,722

会議費 961,136

旅費交通費 13,731,615

減価償却費 12,226,982

採用教育費 10,752,238

広告宣伝費 2,832,100

接待交際費 4,436,599

通信費 2,062,578

消耗品費 4,233,564

水道光熱費 445,779

車両費 1,079,229

地代家賃 26,900,398

保険料	279,390
リース料	1,235,773
外注費	338,600
雑 費	1,919,741

- 2 (事業名) 保育施設運営事業 (定款第5条⑫)
 (内 容) 認可外保育
 (実施場所) 大阪市内の施設 (現在候補地選定中)
 (実施日時) 令和7年7月から 毎日10時から15時まで
 (事業の対象者) 認可外保育施設の利用を希望する未就学児童を対象として年間延べ80人の利用契約者を見込んでいる。

(収 益) 20,700,000 (単位 円)

(公費負担) 18,630,000

(利用者負担) 2,070,000

(費 用) 10,533,856

(人件費) 8,398,856

(その他の経費) 2,135,000

減価償却費 200,000

水道光熱費 135,000

地代家賃 1,800,000

上記以外の事業を行う予定はありません。

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(8年4月1日～9年3月31日)

特定非営利活動法人みらい

I 事業の実施方針

児童及びその保護者を対象として、障害児を含む児童の健全育成に関する事業、障害を持つ人とその家族に対する生活支援に関する事業、また、障害の有無に関わらず地域住民の交流の場を提供する事業の広告及び準備を行い、もって社会の福祉に寄与する。

利用者の満足度の向上を目指し、現状の継続率も95%程度を維持することを目指す。

前年度開始の障害児相談支援事業を継続して行う。

前年度開始の認可外保育施設の運営も併せて継続する。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

1 (事業名) 障害児通所支援・障害児相談支援事業(定款第5条②、③)

(内 容) 放課後等デイサービス・障害児相談支援事業

(実施場所) 大阪市天王寺区清水谷町10-12

大阪市港区磯路3-20-2

大阪市阿倍野区万代1-4-11

大阪市浪速区大国3-9-17

大阪市福島区吉野5-14-8

(実施日時) 通年 毎日10時から15時まで

(事業の対象者) 社会で必要な経験や地域交流を希望する障害のある就学児童を対象とし、年間延べ利用契約者280人を見込んでいる

(収 益) 259,039,681

(単位 円)

(障害福祉事業報酬) 257,014,460

(利用者負担) 2,025,221

(費 用) 261,124,784

(人件費) 177,024,062

(その他の経費) 84,100,722

会議費 961,136

旅費交通費 13,731,615

減価償却費 12,426,982

採用教育費 10,752,238

広告宣伝費 2,832,100

接待交際費 4,436,599

通信費 2,062,578

消耗品費 4,233,564

水道光熱費 310,779

車両費 1,079,229

地代家賃 27,500,398

保険料 279,390

リース料 1,235,773

外注費 338,600

雑 費 1,919,741

- 2 (事業名) 保育施設運営事業 (定款第5条⑫)
(内 容) 認可外保育
(実施場所) 大阪市内の施設 (現在候補地選定中)
(実施日時) 通年 毎日10時から15時まで
(事業の対象者) 認可外保育施設の利用を希望する未就学児童を対象として年間延べ180人の利用契約者を見込んでいる。

(収 益) 48,300,000

(単位 円)

(公費負担) 43,470,000

(利用者負担) 4,830,000

(費 用) 13,332,127

(人件費) 11,197,127

(その他の経費) 2,135,000

減価償却費 200,000

水道光熱費 135,000

地代家賃 1,800,000

上記以外の事業を行う予定はありません。

令和7年度活動予算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

特定非営利活動法人みらい

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等 受取民間助成金	0		
4 事業収益 障害児通所支援・障害児相談支援事業収益 保育施設運営事業収益	258,139,681 20,700,000	278,839,681	
5 その他収益 受取利息 雑収益	147 8,577,175	8,577,322	
経常収益計			287,417,003
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 雑給 人件費計	158,973,846 24,970,013 1,500,365 185,444,224		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 採用教育費 広告宣伝費 接待交際費 通信費 消耗品費 水道光熱費 車両費 地代家賃 保険料 リース料 外注費 雑費 その他経費計	961,136 13,731,615 12,426,982 10,752,238 2,832,100 4,436,599 2,062,578 4,233,564 580,779 1,079,229 28,700,398 279,390 1,235,773 338,600 1,919,741 85,570,722		
事業費計		271,014,946	
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 福利厚生費 人件費計	15,600,000 15,600,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 支払報酬 支払手数料 租税公課 寄付金 長期前払費用償却 その他経費計	 267,175 4,097,859 1,030,773 494,750 70,510 592,928 6,553,995		
管理費計		22,153,995	
経常費用計			293,168,941
当期経常増減額			-5,751,938
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損 経常外費用計	0		0
税引前当期正味財産増減額			-5,751,938
法人税、住民税及び事業税			170,000
当期正味財産増減額			-5,921,938
前期繰越正味財産額			-62,453,359
次期繰越正味財産額			-68,375,297

令和8年度活動予算書
令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
特定非営利活動法人みらい
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
障害児通所支援・障害児相談支援事業収益	259,039,681		
保育施設運営事業収益	48,300,000	307,339,681	
5. その他収益			
受取利息	147		
雑収益	8,577,175		
		8,577,322	
経常収益計			315,917,003
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	161,373,846		
法定福利費	25,346,978		
退職給付費用			
福利厚生費	1,500,365		
雑給			
人件費計	188,221,189		
(2) その他経費			
会議費	961,136		
旅費交通費	13,731,615		
施設等評価費用			
減価償却費	12,626,982		
採用教育費	10,752,238		
広告宣伝費	2,832,100		
接待交際費	4,436,599		
通信費	2,062,578		
消耗品費	4,233,564		
水道光熱費	445,779		
車両費	1,079,229		
地代家賃	29,300,398		
保険料	279,390		
リース料	1,235,773		
外注費	338,600		
雑費	1,919,741		
その他経費計	86,235,722		
事業費計		274,456,911	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	15,600,000		
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	15,600,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息	267,175		
支払報酬	4,097,859		
支払手数料	1,030,773		
租税公課	494,750		
寄付金	70,510		
長期前払費用償却	592,928		
その他経費計	6,553,995		
管理費計		22,153,995	
経常費用計			296,610,906
当期経常増減額			19,306,097
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			19,306,097
法人税、住民税及び事業税			170,000
当期正味財産増減額			19,136,097
前期繰越正味財産額			-68,375,297
次期繰越正味財産額			-49,239,200